

# 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要領

平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2775 号農林水産省農村振興局長通知  
令和 6 年 4 月 1 日付け 5 農振第 2633 号農林水産省農村振興局長通知  
令和 8 年 4 月 7 日付け 7 農振第 3179 号農林水産省農村振興局長通知最終改正

各地方農政局長  
国土交通省北海道開発局長  
内閣府沖縄総合事務局長

} 殿

農林水産省農村振興局長

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業の実施に関しては、国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2774 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業の内容は、次の各号に掲げる事業ごとに、それぞれ当該各号に定める別紙に規定するものとする。

- 一 要綱第 2 の 1 の (1) の機能保全計画策定事業 別紙 1
- 二 要綱第 2 の 1 の (2) の技術高度化事業 別紙 2
- 三 要綱第 2 の 1 の (3) の権利設定等事業 別紙 3
- 四 要綱第 2 の 1 の (4) の管理水準向上事業 別紙 4
- 五 要綱第 2 の 1 の (5) の高リスクパイプライン緊急調査事業 別紙 5

## 附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要領の一部改正について（令和 2 年 4 月 1 日付け元農振第 3410 号農林水産省農村振興局長通知）による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

## 附 則

この通知は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この通知は、令和 8 年 4 月 7 日から施行する。

## 要領別紙 1（機能保全計画策定事業に係る運用）

### 第 1 事業の内容

- 1 要綱第 2 の 2 の (1) のエの「機能保全計画」は、次に掲げる事項について別記様式第 1 号により作成するものとする。
  - (1) 施設現況調査（構造物の環境条件、変状、使用状況等）の概要及び結果
  - (2) 施設機能診断（劣化度合いの測定等）の概要及び結果
  - (3) 劣化原因究明のための構造物の監視
  - (4) 機能保全対策（対策工法、対策時期、概略対策費）
- 2 要綱第 2 の 2 の (2) の「指導・助言」は、次に掲げる事項について実施するものとする。
  - (1) 施設の機能保全対策の実施に関すること
  - (2) 施設の整備更新の実施に関すること
  - (3) 施設の監視に関すること
- 3 機能診断の実施及び機能保全計画の策定に当たっては、あらかじめ施設を管理する者の意見の聴取等を行い協議調整を図るものとする。

### 第 2 報告

- 1 要綱第 5 の 1 の (1) の「報告」は、別記様式第 2 号により、事業実施年度の翌年度の 4 月末日までに提出するものとする。
- 2 要綱第 5 の 1 の (2) の「報告」は、別記様式第 3 号により、事業実施年度の翌年度の 6 月末日までに提出するものとする。
- 3 要綱第 5 の 1 の (3) の「報告」は、別記様式第 4 号により、事業実施年度の翌年度の 6 月末日までに提出するものとする。

(要領別紙 1 別記様式第 1 号)

	施設名
<p>機能保全計画</p> <p>年 月</p>	

<機能保全計画 目次>

- 1 総括表
- 2 施設現況調査
  - (1) 施設調書
  - (2) 施設管理状況及び課題
- 3 施設機能診断
  - (1) 施設機能診断調査
  - (2) 施設機能診断評価
- 4 機能保全対策
  - (1) 対策工法
  - (2) 対策時期
  - (3) 機能保全コスト算定
  - (4) 施設監視計画

(要領別紙1別記様式第2号)

年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業  
(機能保全計画策定事業) 実績報告書

番 号  
年 月 日

農村振興局長 殿  
(北海道及び沖縄県にあつては、農林水産省農村振興局長)

地方農政局長  
〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長〕  
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

下記のとおり事業を実施したので、国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱第5の1の(1)に基づき報告します。

記

1. 事業内容

施設名	構造及び規模	内容	備考

2. 事業決算書

区分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備考
国庫負担金				
計				

(要領別紙1別記様式第3号)

機能保全実施方針

番 号  
年 月 日

農林水産省地方農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長  
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

都道府県知事

〔又は〇〇市町村長  
又は〇〇土地改良区理事長等〕

下記のとおり機能保全実施方針を作成したので、国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱第5の1の(2)に基づき報告します。

記

1. 施設名
2. 施設の構造及び規模等
3. 機能保全対策の内容
  - (1) 機能保全対策の内容
  - (2) 実施時期(予定)
4. その他

(要領別紙1別記様式第4号)

機 能 保 全 実 施 方 針

番 号  
年 月 日

農村振興局長 殿  
(北海道及び沖縄県にあっては、農林水産省農村振興局長)

地方農政局長  
〔北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長〕  
〔沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

下記のとおり国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱(以下「要綱」という。)第5の1の(2)に基づき報告を受けたので、要綱第5の1の(3)に基づき報告にします。

記

1. 施設名
2. 施設の構造及び規模等
3. 機能保全対策の内容
  - (1) 機能保全対策の内容
  - (2) 実施時期(予定)
4. 3を実施するに当たっての地方農政局(北海道にあっては北海道開発局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局)の指導・助言の方針
5. その他

## 要領別紙 2（技術高度化事業に係る運用）

### 第 1 事業の内容

- 1 要綱第 2 の 3 の(1)の「破損事故等の要因調査」の内容は、次に掲げるものとする。
  - (1) 実地による破損事故の要因調査（必要な仮設・仮復旧を含む。）
  - (2) 劣化過程等の解明
- 2 要綱第 2 の 3 の(2)の「診断技術の適用と評価」の内容は、次に掲げるものとする。
  - (1) 新しい調査手法や他の分野における調査手法を用いた機能診断
  - (2) (1)の調査手法の有効性等に関する評価（調査に係る歩掛調査を含む。）
- 3 要綱第 2 の 3 の(3)の「対策工法の適用と評価」の内容は、次に掲げるものとする。
  - (1) 各種条件下での適用実績が少ない対策工法を用いた保全対策工事
  - (2) (1)の対策工事の有効性等に関する評価（工事に係る歩掛調査を含む。）
  - (3) 当該対策工事のモニタリング
- 4 要綱第 2 の 3 の(4)の「リスク評価の実証調査」の内容は、次に掲げるものとする。
  - (1) 機能保全計画の策定に必要となる施設のリスク評価
  - (2) 評価されたリスクの現地検証

### 第 2 報告

要綱第 5 の 2 の「報告」は、別記様式により、事業実施年度の翌年度の 4 月末日までに提出するものとする。

(要領別紙2別記様式)

年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業  
(技術高度化事業) 実績報告書

番 号  
年 月 日

農村振興局長 殿  
(北海道及び沖縄県にあつては、農林水産省農村振興局長)

地方農政局長  
〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長〕  
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

下記のとおり事業を実施したので、国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱第5の2に基づき報告します。

記

1. 事業内容

1. 事業実施概要	事業内容	施設名	構造及び規模
2. 事業実施の目的及び内容			
3. 実施結果の概要及び評価			
4. 今後のモニタリング計画※			
5. その他			

※4. 今後のモニタリング計画については、要綱第2の3の(3)の対策工法の適用と評価を実施した場合のみ記載する。

2. 事業決算書

区分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備考
国庫負担金				
計				

## 要領別紙 3（権利設定等事業に係る運用）

### 第 1 事業の内容

要綱第 2 の 4 の「国営造成施設の保全に係る権利の設定等」とは、国営土地改良事業により造成された管水路等の敷地の権利として、区分地上権（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 269 条の 2 第 1 項の地上権をいう。）その他の土地を使用するための権利（以下「区分地上権等」という。）が取得されていない施設における当該権利の取得等及び当該権利の設定期間の満了が予定されている施設における当該権利の更新を行うために実施する次の事項をいう。

- (1) 区分地上権等の権利の取得等のための調査及び測量
- (2) 区分地上権等の権利の取得等及び登記

### 第 2 事業実施計画の作成

地方農政局長等（北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）は、予算の範囲内において事業を実施する施設を決定し、関係都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合等（以下「関係機関等」という。）と調整の上、別記様式第 1 号により権利設定等事業実施計画書を作成するものとする。

### 第 3 事業実施計画の変更

地方農政局長等は、国営造成施設の機能保全計画に基づく対策工事の変更が行われるときは、関係機関等と調整の上、権利設定等事業実施計画を変更するものとする。

### 第 4 報告

要綱第 5 の 3 の「報告」は、別記様式第 2 号により、事業実施年度の翌年度の 4 月末日までに提出するものとする。

(要領別紙 3 別記様式第 1 号)

年度 権利設定等事業実施計画書

(局名)

(事務所名)

権利設定等事業地区名		権利設定等事業対象施設名			
基本事業地区名		基本事業実施期間	年度～ 年度		
区分地上権等の設定状況		区分地上権等の有無	有・無		
区分地上権等設定施設名	構造等	権利設定期間	権利設定等事業対象面積	備考	
権利設定等事業実施計画		事業費		千円	
権利設定等事業内容	1 基礎調査 (※地区に応じた調査内容を記載) 例 区分地上権等実態把握調査 工作物埋設状況調査 等	年度	年度	年度	年度
	2 権利設定資料作成 (※必要に応じた業務内容を記載) 例 土地評価鑑定業務 登記関係図面作成業務 登記嘱託書作成業務 等				
	3 土地登記 (※登記事務を行う筆数、面積を年度別に記載)				
権利設定等事業を必要とする理由					
その他必要な事項					

(要領別紙3別記様式第2号)

年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業  
(権利設定等事業) 実績報告書

番 号  
年 月 日

農村振興局長 殿  
(北海道及び沖縄県にあつては、農林水産省農村振興局長)

地方農政局長

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長〕  
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

下記のとおり事業を実施したので、国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱第5の3に基づき報告します。

記

1. 地区名

2. 事業内容

施設名	構造及び規模	数量	備考

3. 事業決算書

区分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備考
国庫負担金				
計				

## 要領別紙 4（管理水準向上事業に係る運用）

### 第 1 事業の内容

要綱第 2 の 5 の「最新の技術的な知見等を踏まえた管理の効率化・高度化のための技術的支援」とは、基幹水利施設管理事業の対象とする国営造成施設の管理の効率化・高度化に向けた技術活用を図るために実施する次の事項をいう。

- (1) 専門家派遣、研修の実施等による技術的支援
- (2) 技術活用に係る支援（最新の技術的な知見の普及・啓発を含む。）
- (3) 包括的民間委託の活用可能性に係る調査

### 第 2 事業実施計画の作成

地方農政局長等は、予算の範囲内において事業を実施する施設を決定し、関係機関等と調整の上、別記様式第 1 号により管理水準向上計画書を作成するものとする。

### 第 3 報告

要綱第 5 の 4 の「報告」は、別記様式第 2 号により、事業実施年度の翌年度の 4 月末日までに提出するものとする。

(要領別紙 4 別記様式第 1 号)

年度 管理水準向上事業実施計画書

(局名)

(事務所名)

1 地区概要			
(1) 都道府県名	(2) 事業地区名 又は地域名	(3) 関係市町村名	(4) 関係土地 改良区名
2 事業実施の目的及び内容			
3 対象とする施設			
(1) 施設名	(2) 構造及び規模	(3) 対応する基幹水利施設 管理事業の地区名	(4) 備考
管理水準向上事業実施計画		事業費	千円
管理 水準 向上 事業 実施 内容	1 専門家派遣、研修の実施等の取組 (※地区に応じた実施内容 (対象とする技術等の名称及び概要を含む。) を記載)		
	2 技術活用に係る取組 (最新の技術的な知見の普及・啓発を含む。) (※地域に応じた実施内容 (対象とする技術等の名称及び概要を含む。) を記載)		
管理水準向上事業を必要とする理由			
その他必要な事項			

(要領別紙4別記様式第2号)

年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業  
(管理水準向上事業) 実績報告書

番 号  
年 月 日

農村振興局長 殿  
(北海道及び沖縄県にあつては、農林水産省農村振興局長)

地方農政局長  
〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長〕  
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

下記のとおり事業を実施したので、国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱第5の4に基づき報告します。

記

1. 事業内容

	事業内容	施設名	構造及び規模
1. 事業実施概要			
2. 事業実施の目的及び内容			
3. 実施結果の概要及び評価			
4. 今後の技術等活用方針			
5. その他			

2. 事業決算書

区分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備考
国庫負担金				
計				

## 要領別紙 5（高リスクパイプライン緊急調査事業に係る運用）

### 第 1 事業の内容

- 1 要綱第 2 の 6 の(1)の農業用パイプラインの緊急調査の内容は、次に掲げるものとする。
  - (1) 間接的定量調査（水理調査：管路自体の変状（漏水量）、水圧、流量等の調査）
  - (2) 直接的定量調査（管内面調査：管路自体の変状（ひび割れ幅、たわみ、ひずみ等）、継手部の変状（開き、ゆるみ等）等の調査）
  - (3) その他必要な調査（試掘及び周辺調査等）
  
- 2 要綱第 2 の 6 の(2)の緊急防災等工事計画書の作成は、土地改良施設突発事故復旧・防止事業（直轄）実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振 2307 号）別記様式第 2－2 号の様式によるものとする。

### 第 2 報告

要綱第 5 の 5 の「報告」は、別記様式により、事業実施年度の翌年度の 4 月末日までに提出するものとする。

(要領別紙5別記様式)

年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業  
(高リスクパイプライン緊急調査事業) 実績報告書

番 号  
年 月 日

農村振興局長 殿  
(北海道及び沖縄県にあつては、農林水産省農村振興局長)

地方農政局長  
〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長〕  
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

下記のとおり事業を実施したので、国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱第5の5に基づき報告します。

記

1. 事業内容

1. 事業実施概要	事業内容	施設名	構造及び規模
2. 実施調査内容			
3. 調査結果の概要及び評価			
4. 緊急防災等工事計画書内容※			
5. その他			

※緊急防災等工事計画書については、緊急調査を実施後、事故の兆候が認められ、本事業において当該計画書を作成する場合に記載する。

2. 事業決算書

区分	本年度精算額	本年度予算額	差引増減額	備考
国庫負担金				
計				